



## **第128回養父市議会定例会における追加上程議案について**

第128回養父市議会定例会において、追加議案として上程します。

- 1 議案 第128回養父市議会定例会追加議案送致目録のとおりです。
- 2 その他 議案は全てメールで送信します。

### 【問合せ】

経営企画部 経営総務課 課長：和田 久仁彦 担当者：小村 亮太  
電話：079-662-3161

# 第128回養父市議会定例会 追加議案送致目録

令和7年6月24日

| 議案番号   | 案 件 名  |
|--------|--|
| 議案第47号 | 養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例及び養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第48号 | 養父市学校給食センター配送車の取得について  |
| 議案第49号 | 和解することについて   |

## 提 案 理 由

|        |  |
|--------|--|
| 議案第47号 | 養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例及び養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 理 由    | <p>本件は、最近における物価の変動等を考慮し、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）等が公布され、令和7年6月4日にそれぞれ施行されたことに伴い、関係条例における所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 投票管理者等の報酬の額の改正</li><li>2 選挙運動用ビラ等の作成に係る単価等の改正</li></ol>  |
| 議案第48号 | 養父市学校給食センター配送車の取得について  |
| 理 由    | <p>本件は、初期登録から11年が経過する学校給食センター配送車について、老朽化が進んでいるため更新を行うもので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>   |
| 議案第49号 | 和解することについて   |
| 理 由    | <p>本件は、関宮地域局電力ケーブル盗難事件に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものである。</p> <p>【事件の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■盗難判明日 令和6年7月11日（木）午前9時頃</li><li>■盗難発生場所 養父市関宮630番地 関宮農林漁業者等健康増進施設（体育館）の軒下資材置き場</li><li>■盗難被害物 電力ケーブルを巻いたドラム1本250m分の電力ケーブル</li><li>■和解の理由 本件の被害弁償に対し、相手方が全面的に応じる申し出があったことから和解しようとするものである。</li></ul> |

## 議案第47号

### 養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例及び養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例及び養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月24日提出

養父市長 大 林 賢 一

### 養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例及び養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

(養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年養父市条例第48号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案  |                    | 現 行  |                    |
|--|--------------------|--|--------------------|
| (報酬の額)<br>第2条 前条の規定により投票管理者等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。<br>(1) 第2号及び第3号以外の選挙の場合は次の表のとおりとする。 |                    | (報酬の額)<br>第2条 前条の規定により投票管理者等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。<br>(1) 第2号及び第3号以外の選挙の場合は次の表のとおりとする。 |                    |
| 区分   | 報酬の額               | 区分   | 報酬の額               |
| 投票所の投票立会人  | 日額 <u>12,400 円</u> | 投票所の投票立会人  | 日額 <u>10,900 円</u> |
| 期日前投票所の投票立会人   | 日額 <u>10,900 円</u> | 期日前投票所の投票立会人   | 日額 <u>9,600 円</u>  |

| 改 正 案                 |                    | 現 行                   |                    |
|-----------------------|--------------------|-----------------------|--------------------|
| 指定病院等の不在者投票における外部立会人  | 日額 <u>12,400 円</u> | 指定病院等の不在者投票における外部立会人  | 日額 <u>10,900 円</u> |
| 開票立会人                 | 日額 <u>10,100 円</u> | 開票立会人                 | 日額 <u>8,900 円</u>  |
| 選挙立会人                 | 日額 <u>10,100 円</u> | 選挙立会人                 | 日額 <u>8,900 円</u>  |
| 投票所の投票管理者             | 日額 <u>14,500 円</u> | 投票所の投票管理者             | 日額 <u>12,800 円</u> |
| 期日前投票所の投票管理者          | 日額 <u>12,800 円</u> | 期日前投票所の投票管理者          | 日額 <u>11,300 円</u> |
| 選挙長                   | 日額 <u>12,200 円</u> | 選挙長                   | 日額 <u>10,800 円</u> |
| 開票管理者                 | 日額 <u>12,200 円</u> | 開票管理者                 | 日額 <u>10,800 円</u> |
| 備考 (略)<br>(2)・(3) (略) |                    | 備考 (略)<br>(2)・(3) (略) |                    |

(養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正)

第2条 養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成24年養父市条例第9号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> | <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> |
| <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額とする。</p>   | <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額とする。</p>   |
| <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金</p>   | <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金</p>   |

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域（以下「選挙区域」という。）におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> | <p>額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域（以下「選挙区域」という。）におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例による改正後の養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 議案第48号

### 養父市学校給食センター配送車の取得について

養父市学校給食センター配送車を下記のとおり取得しようとする。よって養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第3条の規定により、議決を求める。

令和7年6月24日提出

養父市長 大林 賢一

### 記

- 1 取得しようとする物件  
養父市学校給食センター配送車（2t規格トラック 4WD MT） 2台
- 2 設置する場所等  
養父市学校給食センター（養父市小城597番地1）
- 3 取得予定価格  
20,614,000円（消費税込み）
- 4 取得の相手方  
兵庫県養父市八鹿町八鹿1910番地  
三石自動車工業株式会社  
代表取締役 田路 慶介

## 令和 7 年度 養父市学校給食センター配送車の取得資料

### 1 購入の目的

現在稼働している学校給食センター配送車 2 台は、初年度登録（平成 26 年 3 月）から 11 年経過しました。各学校に確実に給食を配送、回収を行うために配送車は常に正常に稼働する必要があるため、計画的に更新するものです。

### 2 仕様

#### 【車両】

駆 動 方 式：4WD

トランスミッション：MT（5速）

免 許 区 分：準中型

ホイールベース：2,525mm

ト レ ッ ド 前：1,405mm

ト レ ッ ド 後：1,245mm

キ ャ ブ 幅：1,695mm

キャブ付シャシ重量：2,610kg 前後

許容GVW総重量：5,400kg 前後

乗 車 定 員：3人

#### 【コンテナ】

ボディー内寸：3,285 mm前後(L)×1,730 mm前後(W)×2,010 mm前後(H)

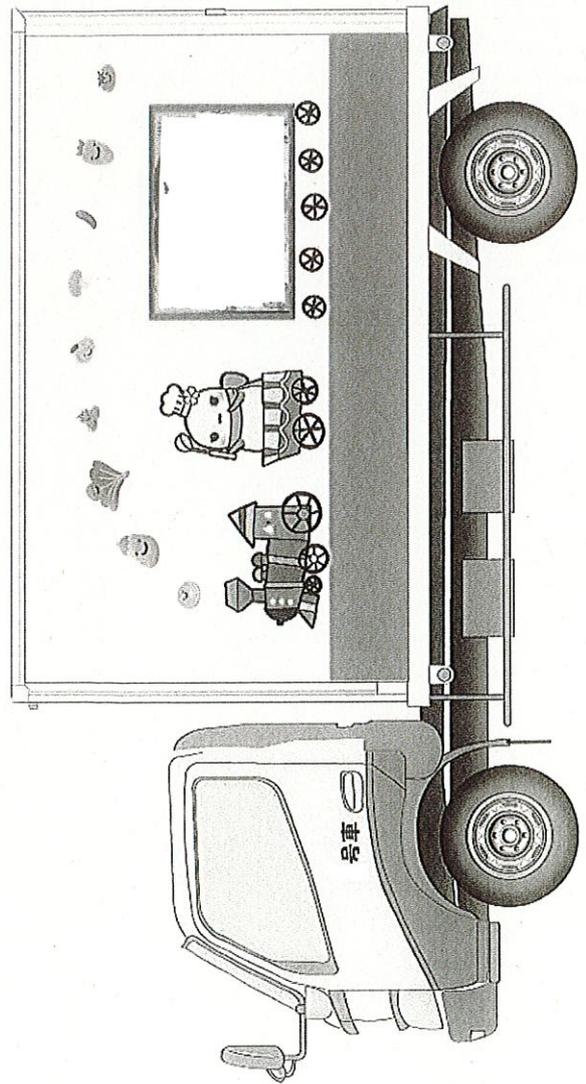
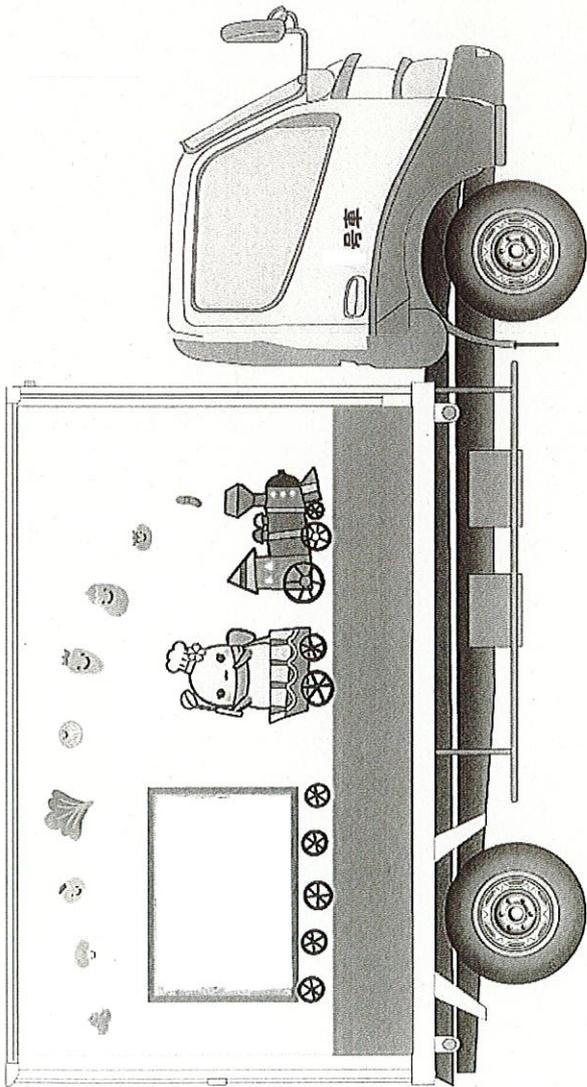
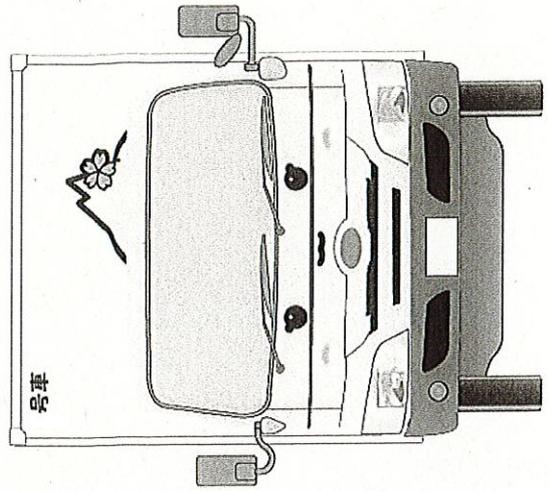
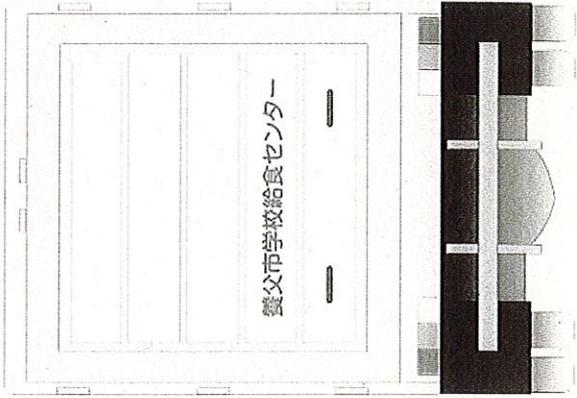
リ ア ド ア：シャッター式

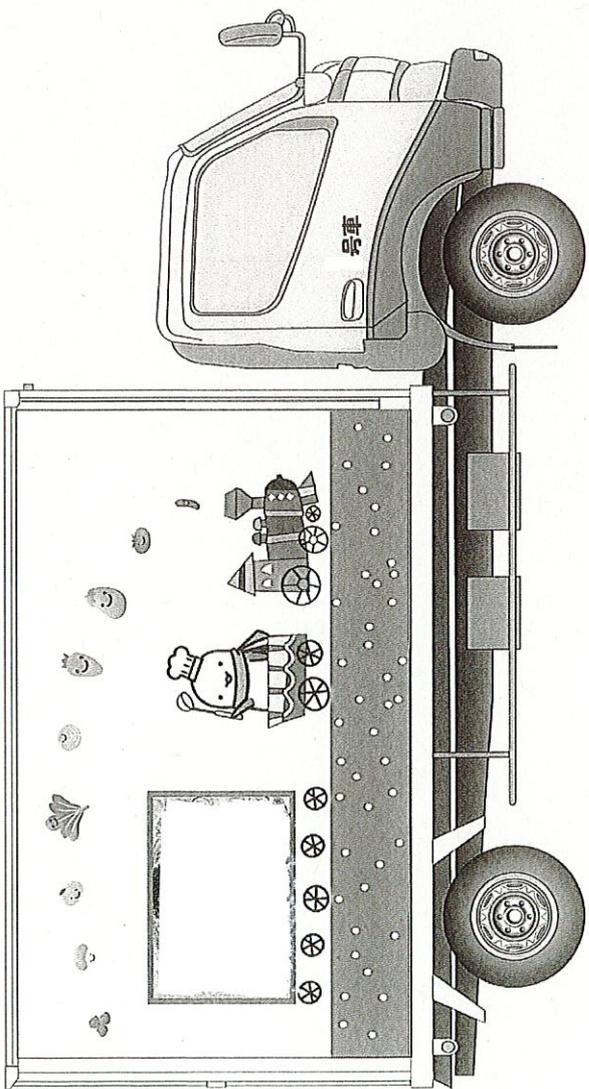
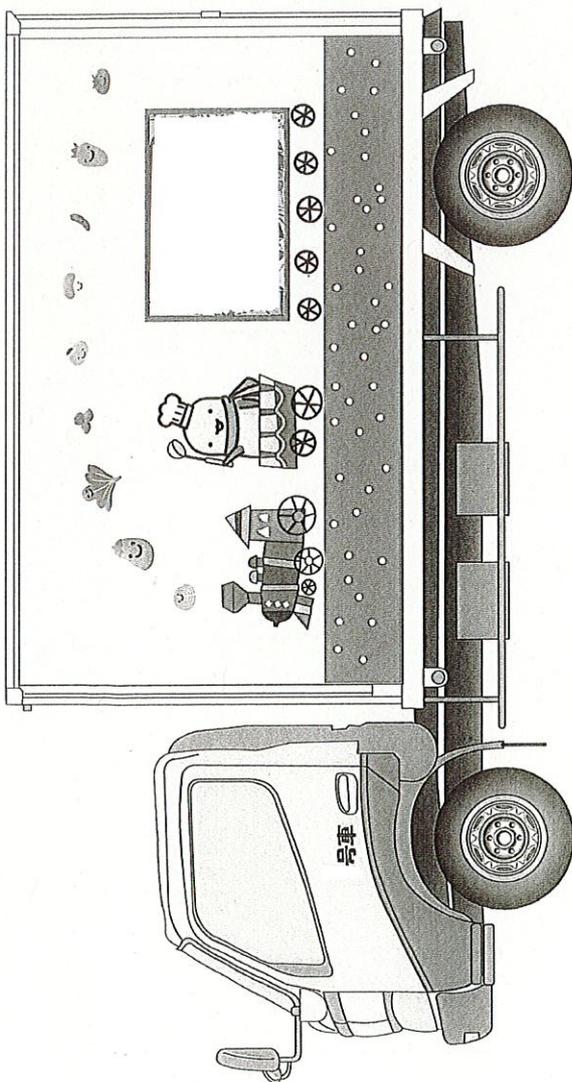
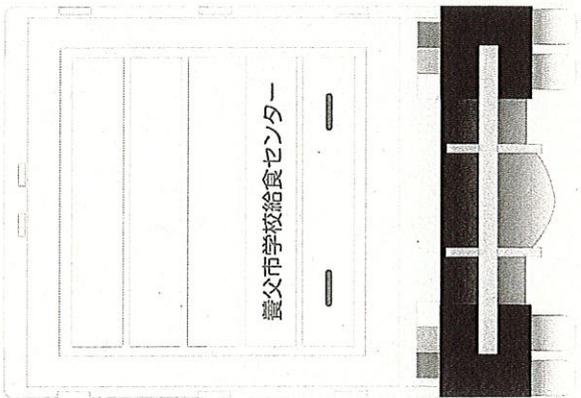
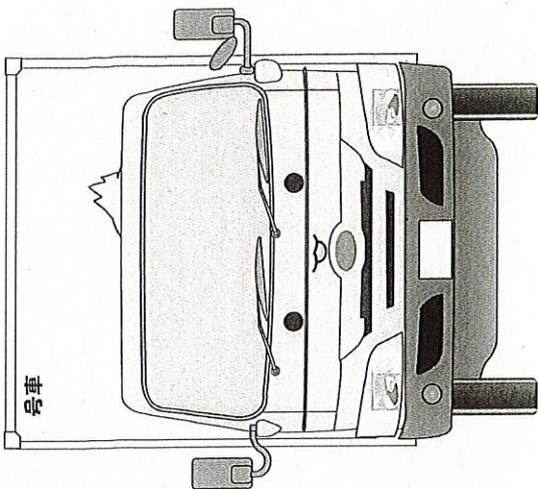
サイドドア：なし

ボディー外板：FRPフラット(白)

### 3 納入期日

令和 8 年 3 月 19 日





## 開 札 結 果 表

|                  |                    |                |
|------------------|--------------------|----------------|
| 物 品 番 号          | 物 品 名              | 納 入 場 所        |
| 養学給7(物)第2号       | 養父市学校給食センター配送車購入事業 | 養父市小城地内        |
| 入 札 の 日 時        |                    | 入 札 の 場 所      |
| 令和7年6月9日 午後2時00分 |                    | 養父市役所 2階 第2会議室 |

| 入 札 者 氏 名    | 入札金額(円)    | 再入札金額(円) | 落札金額(円)    | 備 考 |
|--------------|------------|----------|------------|-----|
| (有)馬場崎モータース  | 辞退         |          |            |     |
| (有)赤江サービス工場  | 19,000,000 |          |            |     |
| 南但自動車整備(株)   | 18,900,000 |          |            |     |
| (株)関宮サービス    | 辞退         |          |            |     |
| (株)リープアサノ    | 辞退         |          |            |     |
| 北兵庫産業(株)     | 辞退         |          |            |     |
| 三石自動車工業(株)   | 18,740,000 |          | 18,740,000 | 落札  |
| (有)浜田モータース   | 辞退         |          |            |     |
| 但馬オート(株)     | 19,100,000 |          |            |     |
| 中尾サービス       | 19,000,000 |          |            |     |
| (有)オートセンター中尾 | 辞退         |          |            |     |
|              |            |          |            |     |
|              |            |          |            |     |
|              |            |          |            |     |
|              |            |          |            |     |
|              |            |          |            |     |
|              |            |          |            |     |
|              |            |          |            |     |
|              |            |          |            |     |

|        |                        |              |  |
|--------|------------------------|--------------|--|
| 落札者名   | 三石自動車工業(株)             |              |  |
| 落札者所在地 | 兵庫県養父市八鹿町八鹿1910番地      |              |  |
| 契約金額   | 20,614,000 円 (うち消費税相当額 | 1,874,000 円) |  |
| 契約年月日  | 令和7年6月10日              |              |  |
| 納入年月日  | 令和8年3月19日              |              |  |
| 物品の種別  | 給食配送車                  |              |  |

## 議案第 49 号

### 和解することについて

関宮地域局電力ケーブル盗難事件に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和7年6月24日提出

養父市長 大林 賢一

### 記

- 1 盗難判明日 令和6年7月11日（木）午前9時頃
- 2 盗難発生場所 養父市関宮630番地 関宮農林漁業者等健康増進施設（体育館）の軒下資材置き場
- 3 盗難被害物 電力ケーブル（110m、直径約8cm）を巻いたドラム1本  
250m分の電力ケーブル（直径2cm）
- 4 和解の理由  
本件の被害弁償に対し、相手方が全面的に応じる申し出があったことから和解しようとするものである。
- 5 和解の概要
  - (1) 相手方は、市に対し、令和7年（わ）第9号窃盗被告事件に係る被害弁償金支払義務が254,200円であることを認める。
  - (2) 相手方は、市に対し、前号の被害弁償金の一部として、本合意が第4号の議決（可否を問わない）後、直ちに120,000円を支払う。
  - (3) 相手方は、第1号の被害弁償金額から前号の金額を控除した残額である134,200円の支払方法に関し、相手方の身柄拘束が終了した後、直ちに、相

手方が市に連絡を行う方法にて協議する。

- (4) 相手方と市は、本合意が議会事件であり、可決をもって効力を有することを相互に確認する。ただし、第2号の支払にあっては、この限りでない。